

## 陳情項目に対する回答書

## 【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にあたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

- ① 住宅改修、福祉用具の受取代理（受領委任払い）制度を実施してください。

回答

実施予定（平成20年度）

- ② 障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。

ア、介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

回答

現行どおり実施要件に該当する者のみ

イ、すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答

個々の介護認定状況にて判断するため予定はない。

ウ、「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。

回答

認定書交付時に周知。

- ③ 福祉給付金の支払いは、現物給付（窓口無料）にしてください。当面、自動払いしてください。

回答

2008年4月に県が福祉給付金制度の見直しの検討の中に、現物給付化を検討しているので、その改正によっては、当町も見直しを検討します。

- ④ 老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準（夫婦世帯520万円、単身383万円）に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。

回答

基準収入額適用申請書は、対象者全員に通知し、申請していただいています。（一般へ15人、3割一定以上から3割一般へ7人）

- ⑤ 2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。

回答

現在未定、要検討。

- ⑥ 子どもの医療費助成制度を償還払いで実施している場合、現物給付（窓口無料）にしてください。

回答

平成15年8月から現物給付を実施している。

- ⑦ 国民健康保険の保険料（税）2割軽減および市町村独自の軽減制度について、減免対象者が把

握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。

回答

実施済み。

- ⑧ 出産・育児一時金の受領代理（受領委任払い）制度を実施していない市町村は実施してください。

回答

実施済み。（H14.4より）

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ① 保険料・利用料減免、介護サービス改善のため費用を一般会計から繰入れてください。

回答

利用料は実施中、保険料は現行の6段階制度を継続。

② 介護保険料について

ア、低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答

現行の6段階制度にて継続、実施予定はなし。

イ、減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

回答

実施予定なし。

③利用料について

ア、低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

回答

実施中。

イ、低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

回答

現行法どおりで実施。

ウ、2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。

回答

現行法どおりで実施。

- ④ 要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的にとりあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。

回答

ケアマネの申請書提出にて行っている。

⑤ 地域包括支援センターについて

ア、地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。

回答

平成19年度より1人増員、現在4名。

イ、介護予防のマネジメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由など困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

回答

市町村の責務と捉えています。

ウ、民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。

回答

委託料は、地域包括支援センターからの予算請求を基に計上している。

⑥ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

回答

現状総給付費の50%が施設費と施設依存型となっている。

⑦ 人材確保と質の向上のために

ア、ヘルパーやケアマネージャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

回答

ヘルパー資格受講費助成制度。

ケアマネージャーの研修は、地域包括にて実施。

イ、介護労働者の処遇が適正に行われるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

回答

要検討。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

① 地域支援事業の財源、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

回答

現行法内にて実施。

② 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

回答

現在週3回配食を実施、会食はボランティア団体が実施。

③ 独居、要介護の高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

回答

軽度生活支援事業で対応している。

④ 要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制度を設けず支給してください。

回答

現行法の基で行う。

⑤ 住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

回答

検討中。

- ⑥ 介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

回答

生きがいデイサービス、高齢者移送サービスを実施。(一般会計財源)

## 2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

- ① 公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

回答

町単独は実施予定なし。

- ② 市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

回答

実施予定なし。

## 3. 高齢者医療の充実について

- ① 2008年4月から2割負担に上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

回答

現在、医療の助成の実施はない。

- ② 福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

回答

県が福祉給付金支給要綱等見直しをしているので、その動向を見て、対象加入者の拡大(70歳からの高齢者)は、今後の検討課題です。現在、精神障害で老人保健へ移行している人は、町単独で給付金の拡大をしています。

- ③ 後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

回答

愛知県後期高齢者医療広域連合の指導に沿う。

## 4. 子育て支援について

- ① 小学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答

小学校就学前までの医療費の無料化は、平成11年4月1日から実施しております。4歳以上の医療費の現物化は、平成15年8月1日から実施しています。小学校3年生の入通院の医療費の現物は、平成19年4月1日から実施したところです。

中学校卒業までの入院は、愛知県が補助を検討しているので動向を見て、今後検討していきたいと思っています。

- ② 妊産婦の無料健診制度は、産前14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

回答

平成20年度より妊婦健診無料回数を2回から5回に拡充予定。

③ 妊産婦医療費無料制度を新設してください。

回答

実施の予定はありません。

④ 就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

回答

申請については、学校及び教育委員会学校教育課のいずれでも受付を実施している。

## 5. 国保の改善について

① 制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。

回答

了解しました。

② 保険料(税)について

ア、保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し払える保険料にしてください。

回答

平成17年度に税率等の引き上げをやむを得ず行い、平成19年度まで賦課限度額を含め据え置きできました。

平成20年度は、後期高齢者医療制度により国保から後期高齢者医療対象者が被保険者でなくなりますので医療保険分の保険税率の見直しを行います。

減免制度については、当面拡充する予定はありません。

イ、就学前の子どもについては、均等割の対象にしないでください。

回答

保険税は、保健事業に要する費用に充てるため課税していますが、就学前の子どもについて均等割の対象から外すと他の被保険者の税負担が増えてしまう。

ウ、前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

回答

現行の地方税法703条の5の保険税の減額(752割減額制度)により対応したい。

エ、所得激減による減免要件は、「前年所得が1000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9/10以下」にしてください。

回答

現在は、前年所得が500万円以下で当年の見込所得が1/2以下の場合に減額していますが、規則改正の予定はありません。(国保税条例施行規則第6条)

③ 保険料(税)滞納者への対応について

ア、資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行をおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には正規の保険証を交付してください。

回答

正規の保険証を交付している。

イ、保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保

険料(税)の徴収や差し押さえなど制裁行政をしないでください。

回答

滞納者に関しては、保険税が払えない事情を聴取しており分納誓約により保険税を納付してもらっている。

ウ、保険料(税)の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。

回答

制度上(国民健康保険法第9条)やむを得ない。

④ 国民年金保険料の滞納を理由とした短期保険証の発行はおこなわないでください。

回答

制度上(国民健康保険法第9条)やむを得ない。

この制度は、平成20年4月施行で、短期保険証の仕組みを通じて、負担能力のない人へ国民年金免除措置や、未納者への自主的な納付の働きかけを行い、市町村が住民の年金受給権を確保することができるようにするものです。

⑤ 一部負担金の減免制度(国保法第44条)の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口には置くなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。

回答

一部負担金の減免制度の規定はありません。近隣市町と調整してみたい。

⑥ 国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当金制度を新設してください。

回答

この2点については任意給付となっており、保険財政に余裕がある場合に実施することが望ましいと指導されているため、現状の幡豆町にとっては手当金制度を新設する予定はありません。

## 6. 生活保護について

① 生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。

回答

常に生活介護の相談・申請については、聞き取りを実施し、県事務所と共に対応している。

## 7. 障害者施策の充実について

① 4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。

回答

資産要件については、障害自立支援法に沿った負担措置となっている。

② 補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

回答

自立支援給付と地域生活支援を統合した上限額の設定を行っている。

③ 移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。

回答

通学・通所・通勤については、原則として対応できないが家族のやむおえない事情等の場合については対応することが可能。

④ 精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

回答

精神障害者の医療費については、障害者自立支援法の通院助成の方は、10%の支払い分を申請していただき、償還払いで支払っています。また、入院については、1/2の補助を償還払いで支払っています。

精神障害者の人が老人保健に該当（精神障害者保健福祉手帳1～2級）した場合は、町単独の福祉給付金で自己負担分を還付します。

愛知県は、2008年4月に精神保健福祉手帳1・2級所持者（自立支援医療受給者）を対象に精神科診療に係る医療費の助成制度を創設する予定です。

- ⑤ 障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

回答

原則利用料1割負担・給食費実費負担

- ⑥ 学齢障害児（小学生～中高生）の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。

回答

児童デイ、移動支援とも学齢障害児に対応している。

- ⑦ 地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

回答

知的・精神障害者通所施設については補助を実施。

## 8. 健診事業について

- ① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担額を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託方式も実施してください。

回答

特定健診、歯周疾患検診については集団方式で無料で実施しています。がん検診については費用の3割程度を負担していただいています。がん検診の無料化、各検診の個別医療機関委託の予定はありません。

- ② 歯周疾患検診および75歳以上の検診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。

回答

住民健診会場において、20歳以上の人を対象に年1回実施しています。

- ③ 子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

回答

年1回実施しています。

- ④ 前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

回答

50歳以上の人を対象に年1回実施しています。